

山梨県公報

第七百二十七号

平成十九年

一月十一日

木曜日

目次

結核予防法に基づく医療機関の指定	一
山梨県社会福祉村と総称する件の一部改正	一
建築基準法に基づく道路位置指定	一
公告	一
特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)	二
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業等の廃止	三
公共測量の実施	三
甲府都市計画の変更案の縦覧	三
甲府都市計画の案の縦覧	四
人事委員会	四
第六十八回(平成十八年度)山梨県警察官A及び警察官B採用試験の実施について	四

告示

山梨県告示第一号
結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成十九年一月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地
ファーマライズ薬局富士吉田店	富士吉田市上吉田二丁目十番地二号

山梨県告示第二号

山梨県社会福祉村と総称する件(昭和五十一年山梨県告示第三百四十二号)の一部を次のように改正し、平成十九年一月一日から適用する。
平成十九年一月十一日
山梨県知事 山本 栄彦
九を十とし、六から八までを七から九までとし、五の次に次のように加える。
六 山梨県立あゆみの家

山梨県告示第三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成十九年一月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の位置
笛吹市御坂町二之宮字柳田一四一四番四、一四一四番一、一四一七番六
- 二 道路の幅員
最大六・〇八メートル 最小六・〇一メートル
- 三 道路の延長
五三・二三メートル

公告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成十九年一月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 申請のあった年月日 平成十八年十二月二十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人山梨さくら会
- 2 代表者の氏名 小林茂
- 3 主たる事務所の所在地 甲府市飯田五丁目五番二十七号

- 4 定款に記載された目的
- この法人は、国花であるさくらを愛する心を広く県民に呼びかけ保存、育成を図り、山梨県の自然環境の保護と自然を生かしたまち造りの推進に努め国際親善と『ふるさとさくら』の杜づくり』運動の実現を目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十八年十二月二十一日から平成十九年二月二十日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十九年一月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあった年月日 平成十八年十二月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人山ゆり大月
- 2 代表者の氏名 三澤節子
- 3 主たる事務所の所在地 大月市大月町花咲千四百四十番地五
- 4 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者等に対して、障害者自立支援法に則り事業を行い就労の支援や日常生活等の支援を行い通所者の自立と社会参加を図り障害者とその家族が地域において普通の生活が出来るような地域福祉の発展と充実に寄与する事を目的とする。

- 三 縦覧期間 平成十八年十二月二十三日から平成十九年二月二十二日まで

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業等の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条、第八十二条及び第百十五条の五の規定により、次の指定居宅サービス事業者等から指定居宅サービス事業等の廃止の届出があった。

平成十九年一月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名称	所在地	介護保険事業番号	サービスの種類	廃止年月日
介護用品の店 一古屋	山梨市上神内 川一五番地一	一九七〇二〇〇 一八二	福祉用具貸与	平成十八年十月十八日
向山クリニツ	甲府市池田一 丁目一番一一 号	一九一〇二〇四 五七七	訪問看護（みなし）	平成十八年十月三十一日
向山クリニツ	甲府市池田一 丁目一番一一 号	一九一〇二〇四 五七七	訪問リハビリテーション（みなし）	平成十八年十月三十一日
向山クリニツ	甲府市池田一 丁目一番一一 号	一九一〇二〇四 五七七	居宅療養管理指導（みなし）	平成十八年十月三十一日
向山クリニツ	甲府市池田一 丁目一番一一 号	一九一〇二〇四 五七七	介護予防居宅療養管理指導（みなし）	平成十八年十月三十一日
向山クリニツ	甲府市池田一 丁目一番一一 号	一九一〇二〇四 五七七	介護予防訪問看護（みなし）	平成十八年十月三十一日
向山クリニツ	甲府市池田一 丁目一番一一 号	一九一〇二〇四 五七七	介護予防訪問リハビリテーション（みなし）	平成十八年十月三十一日
笛吹市指定訪問介護事業所 春日居支所	笛吹市春日居 町加茂七七番 地一	一九七二八〇〇 〇一四	訪問介護	平成十八年十月三十一日
笛吹市指定訪問介護事業所 春日居支所	笛吹市春日居 町加茂七七番 地一	一九七二八〇〇 〇一四	訪問介護	平成十八年十月三十一日
笛吹市指定訪問介護事業所 春日居支所	笛吹市春日居 町加茂七七番 地一	一九七二八〇〇 〇一四	介護予防訪問介護	平成十八年十月三十一日

笛吹市指定居宅介護支援事業所春日居支所	笛吹市春日居町加茂七七番地一	一九七二八〇〇〇三〇	居宅介護支援	平成十八年十月三十一日
笛吹市指定訪問介護事業所石和支所	笛吹市石和町小石和七五一番地	一九七二八〇〇〇四八	訪問介護	平成十八年十月三十一日
笛吹市指定訪問介護事業所石和支所	笛吹市石和町小石和七五一番地	一九七二八〇〇〇四八	介護予防訪問介護	平成十八年十月三十一日
笛吹市指定居宅介護支援事業所石和支所	笛吹市石和町小石和七五一番地	一九七二八〇〇〇六三	居宅介護支援	平成十八年十月三十一日
笛吹市指定訪問介護事業所八代支所	笛吹市八代町南三二六番地一	一九七二八〇〇〇七一	訪問介護	平成十八年十月三十一日
笛吹市指定訪問介護事業所八代支所	笛吹市八代町南三二六番地一	一九七二八〇〇〇七一	介護予防訪問介護	平成十八年十月三十一日
笛吹市指定居宅介護支援事業所八代支所	笛吹市八代町南三二六番地一	一九七二八〇〇〇九七	居宅介護支援	平成十八年十月三十一日
笛吹市指定居宅介護支援事業所一宮支所	笛吹市一宮町末木八三九番地一	一九七二八〇〇一〇五	居宅介護支援	平成十八年十月三十一日
笛吹市指定訪問介護事業所境川支所	笛吹市境川町藤袋二五八八番地	一九七二八〇〇一一三	訪問介護	平成十八年十月三十一日

笛吹市指定訪問介護事業所境川支所	笛吹市境川町藤袋二五八八番地	一九七二八〇〇一一三	介護予防訪問介護	平成十八年十月三十一日
笛吹市指定居宅介護支援事業所境川支所	笛吹市境川町藤袋二五八八番地	一九七二八〇〇一三九	居宅介護支援	平成十八年十月三十一日
笛吹市指定訪問介護事業所「あおぞら」	笛吹市御坂町栗合八七番地	一九七二八〇〇一四七	訪問介護	平成十八年十月三十一日
笛吹市指定訪問介護事業所「あおぞら」	笛吹市御坂町栗合八七番地	一九七二八〇〇一四七	介護予防訪問介護	平成十八年十月三十一日
笛吹市指定居宅介護支援事業所御坂支所	笛吹市御坂町栗合八七番地	一九七二八〇〇一七〇	居宅介護支援	平成十八年十月三十一日

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成十八年十一月十六日付けで身延町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成十九年一月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 作業種類 公共測量（二千五百分の一修正数値図化測量）
- 二 作業期間 平成十八年十二月二十五日から平成十九年三月二十六日まで
- 三 作業地域 南巨摩郡身延町全域

● 甲府都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、

次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十九年一月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

一 都市計画の種類

甲府都市計画区域区分

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課

中巨摩郡昭和町押越五百四十二番地二号 昭和町都市計画課

四 縦覧期間

平成十九年一月十二日から同月二十五日まで

● 甲府都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定するので、同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十九年一月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

一 都市計画の種類

甲府都市計画土地区画整理事業

（昭和町常永土地区画整理事業）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課

中巨摩郡昭和町押越五百四十二番地二号 昭和町都市計画課

四 縦覧期間

平成十九年一月十二日から同月二十五日まで

人事委員会

● 第六十八回（平成十八年度）山梨県警察官A及び警察官B採用試験の実施について第六十八回（平成十八年度）山梨県警察官A及び警察官B採用試験を次のとおり実施する。

平成十九年一月十一日

山梨県人事委員会
委員長 浅井 和夫

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種		採用予定人員	職務内容
警察官A【平成19年4月採用】	男性	8名程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、その他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。
	女性	2名程度	
警察官B【平成19年4月採用】	男性	8名程度	
	女性	2名程度	

2 受験資格

(1) 受験できる者

ア 年齢、性別、学歴及び勤務開始日

試験職種	年齢及び性別	学歴	勤務開始日
警察官A【平成19年4月採用】	男性	学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成19年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者	平成19年4月1日から勤務可能な者
	女性		
警察官B【平成19年4月採用】	男性	次の者を除く。〔学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成19年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者〕	
	女性		

※ 「これと同等以上の学力があると認める者」の例

- ・ 気象大学校大学部（修業年限4年のものに限る。）、海上保安大学校本科、防衛大学校等を卒業した者又は卒業見込みの者
- ・ 大学評価・学位授与機構（旧学位授与機構を含む。）から学士の学位を授与された者又は授与される見込みの者
- ・ 外国における大学等を卒業（通算修学年数が16年以上となるものに限る。）した者又は卒業見込みの者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に該当する者（次のいずれかに該当する者）

- ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験案内の配布及び受付期間等

(1) 試験案内配布開始日 平成19年1月15日(月)

(2) 受付場所、受付期間及び受付時間

	受付場所 ・送付先	受付期間	受付時間等
持 参	山梨県内 各警察署	平成19年1月15日(月)から 平成19年1月30日(火)まで (土曜日、日曜日を含む。)	午前8時30分から午後5時30分 まで
	山 梨 県 警察本部 警 務 課	平成19年1月15日(月)から 平成19年1月30日(火)まで (土曜日、日曜日を除く。)	
郵 送		平成19年1月15日(月)から 平成19年1月30日(火)まで	平成19年1月30日(火)まで の消印のあるものに限り受け付ける。

4 試験日及び試験会場

区 分	試 験 日	試 験 会 場
第1次試験	平成19年2月10日(土) (受付時間) 午前8時40分から午前9時まで (受付場所) 管理棟前	山梨県立大学池田キャンパス 〔山梨県立看護大学〕 (甲府市池田一丁目6-1)
第2次試験	平成19年2月24日(土) (受付時間) 午前8時30分から午前8時50分まで	甲府市内 (第1次試験合格通知書で指定 する。)
第3次試験	平成19年3月9日(金) 平成19年3月10日(土)	甲府市内 (第2次試験合格通知書で指定 する。)

5 試験方法

区分	試験種目	内 容
第1次試験	教養試験 【試験時間】 150分(警察官A) 120分(警察官B)	警察官として必要な一般的知識及び知能について、警察官Aについては大学で、警察官Bについては高等学校で履修した程度の筆記試験を行う。五肢選択式により50題出題する。 【出題分野】 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的処理、資料解釈
	資格加点	警察官の職務執行に有用な資格等の所有者に対し、加点を行う。
第2次試験	身体検査	職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて検査を行う。
	体力試験	職務遂行上必要な体力について実地試験を行う。 ・ 文部科学省スポーツ・青少年局が定める新体力テスト実施要項に基づき実施する。 【試験項目】 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン(往復持久走)、立ち幅とび ・ (財)日本体育協会が定める運動適性テスト実施要項に基づき、一定の基準を満たすか否かについて実施する。 【試験項目】 腕立伏臥腕屈伸
第3次試験	第1次試験日に実施	
	論文試験(警察官A)	理解力、思考力、構成力、表現力等について文章による試験を行う。 【試験時間90分】
	作文試験(警察官B)	構成力、表現力等について文章による試験を行う。 【試験時間60分】
	第2次試験日に実施	
	人物試験Ⅰ	警察官として職務遂行に必要な素質及び適性を有するか否かについて適性検査を行う。
	人物試験Ⅱ	社会性、積極性、表現力について個別面接を行う。
身体検査	胸部疾患、その他の疾病の有無及び職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて、医師による検査を行う。	
資格調査	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査を行う。	

- (1) 第1次試験の資格加点の方法等は、別掲1のとおりとする。
- (2) 身体検査の項目等は、別掲2のとおりとする。
- (3) 論文試験及び作文試験は第1次試験日に実施するが、第3次試験として評価するため、第2次試験合格者のみ採点する。
なお、第1次試験日に論文試験又は作文試験を受験しなかった場合、教養試験の採点は行うが、試験を放棄したものとみなし、第1次試験は不合格とする。
- (4) 人物試験Ⅰは第2次試験日に実施するが、第3次試験として評価するため、第2次試験合格者のみ判定する。

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

第1次試験合格者発表	平成19年2月16日(金)
第2次試験合格者発表	平成19年3月2日(金)
最終合格者発表	平成19年3月16日(金)

(2) 合格発表の方法等

合格者については、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに書面で通知する。ただし、第3次試験受験者については、合否にかかわらず全員に書面で通知する。また、掲示内容は掲示後、山梨県ホームページに掲載する。

7 その他

- (1) 受験資格のうち、指定日までに学歴要件を満たすことができない者は、採用候補者名簿から削除する。
- (2) 教養試験の例題及び正答番号並びに論文・作文の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載する。また、山梨県県民情報センターで閲覧やコピーができる。
- (3) 詳細は、「平成18年度山梨県警察官採用試験案内 警察官A【平成19年4月採用】(第3回目) 警察官B【平成19年4月採用】(第2回目)」による。

別掲1 資格加点

(1) 加点の対象となる資格等

職 種	区 分	加 点 対 象 資 格 等
警察官A (男性)	武 道	①柔道 初段以上 ((財)講道館認定) ②剣道 初段以上 ((財)全日本剣道連盟認定)
	英 語	①実用英語技能検定 2級以上 ②TOEIC 470点以上 ③TOEFL PBT 460点以上 CBT 140点以上 ④国際連合公用語英語検定 C級以上
警察官B (男性)	武 道	①柔道 初段以上 ((財)講道館認定) ②剣道 初段以上 ((財)全日本剣道連盟認定)
	英 語	①実用英語技能検定 準2級以上 ②TOEIC 435点以上 ③TOEFL PBT 447点以上 CBT 130点以上 ④国際連合公用語英語検定 D級以上
警察官B (女性)	武 道	①柔道 初段以上 ((財)講道館認定) ②剣道 初段以上 ((財)全日本剣道連盟認定)
	英 語	①実用英語技能検定 準2級以上 ②TOEIC 435点以上 ③TOEFL PBT 447点以上 CBT 130点以上 ④国際連合公用語英語検定 D級以上

(2) 加点の方法

武道及び英語それぞれの区分において、加点対象資格等を有している受験者の該当資格等について、それを証明する書類(原本)により確認のうえ、第1次試験得点に一律に加点する。

なお、加点対象資格等は、申込書提出時までに取得済みのものに限り、第1次試験日に原本により当該資格等が確認できないものについては加点をしない。

別掲2 身体検査項目

検査項目		基準	
		警察官A（男性）及び 警察官B（男性）	警察官A（女性）及び 警察官B（女性）
第2次試験	身長	160 cm以上であること	155 cm以上であること
	体重	47 kg以上であること	43 kg以上であること
	胸囲	78 cm以上であること	_____
	関節及び五指の運動	職務遂行上支障がないこと	職務遂行上支障がないこと
第3次試験	視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること	
	色覚	正常であること	
	聴力	正常であること	
	その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること	

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番